

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	山口県	担当部署	農林水産部農村整備課
-------	-----	------	------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況 (R3年度)

1. 制度の実施状況の概要

	協定数	農用地面積	交付額
ア 集落協定 ^{※1}	725 協定	11,219 ha	143,746 万円
a 基礎単価の対象	105 協定	820 ha	8,228 万円
b 体制整備単価の対象 ^{※2}	620 協定	10,399 ha	135,518 万円
c 加算措置			
(a) 棚田地域振興活動加算	3 協定	15 ha	146 万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	47 協定	145 ha	816 万円
(c) 集落協定広域化加算	16 協定	1,011 ha	2,067 万円
(d) 集落機能強化加算	10 協定	286 ha	671 万円
(e) 生産性向上加算	94 協定	2,709 ha	6,902 万円
イ 個別協定	23 協定	338 ha	3,296 万円
a 基礎単価の対象	9 協定	95 ha	768 万円
b 利用権設定等単価(10割単価)の対象	14 協定	244 ha	2,528 万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	1 協定	2 ha	11 万円
合計	748 協定	11,557 ha	147,042 万円

※1・※2 自己評価の対象からは、協定合併によりR4.6時点で廃止となった1協定は除外

【参考】

R3年耕地面積※	44,419	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数	交付面積	交付金額
1 協定当たり平均値	18 人	15 ha	198 万円

【参考】

ア 協定参加者数	13,078	人
イ 交付金配分額	143,746	万円
a うち個人への配分	73,731	万円
b うち共同取組活動	70,015	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	188	534	2	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	197	526	1	
b 水路・農道等の管理	196	528		
c 多面的機能を増進する活動	193	531		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	73	457	81	8
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	138	136	324	21
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	1	2		
c 急傾斜農地保全管理加算	25	22		
d 集落協定広域化加算	7	8	1	
e 集落機能強化加算	2	9		
f 生産性向上加算	15	82		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	369 (51%)	326 (45%)	4 (1%)	25 (3%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

- ・概ね全ての協定が「良」以上の評価であり、一部集落戦略の作成の進捗に遅れのため、低評価（「可」、
「不可」）となる協定があったが、5年間の活動目標は着実に実施されている。
- ・最終年度に向けて、引き続き市町等による指導・助言が必要である。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	7	15	1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動		10		
b 水路・農道等の管理		10		
c 多面的機能を増進する活動		7		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1	1		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）	1			
オ 全体評価	優	良	可	不可
	22 (96%)	(0%)	1 (4%)	(0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

- ・概ね全ての協定が「良」以上の市町評価であり、5年間の活動目標は着実に実施されている。
- ・最終年度に向けて、引き続き市町等による指導・助言が必要である。

1について第三者機関の意見【必須】

- ・県の所見に同意する。
- ・集落戦略の作成に関する課題や要因を分析の上、対策を進める必要がある。
- ・集落戦略などの作成が進まない理由を洗い出した上での指導・助言が必要である。

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話し合いの回数

		全協定数 [※] 3	話し合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の 話し合いの状況	R 2年度	704	12 (2%)	119 (17%)	189 (27%)	384 (55%)
	うち集落戦略	607	91 (15%)	312 (51%)	114 (19%)	88 (14%)
	R 3年度	724	11 (2%)	123 (17%)	201 (28%)	389 (54%)
	うち集落戦略	619	66 (11%)	314 (51%)	126 (20%)	113 (18%)

※3 全協定数からは、自己評価対象外であるR4.6月時点での廃止協定は除外

3の(1)について都道府県の所見【必須】

・複数回の話し合いの場を設けている協定が大半であり、協定の活動が集落の協働意識の醸成に役立っている。
 ・一方、話し合いが行えていない協定も一部あり、多人数が集まる集落戦略の話し合いでその傾向が顕著である。
 ・協定の活動は集落内での話し合いの上での実施を基本としているため、話し合い未実施の協定に対しては、市町より指導・助言が必要である。

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者

話し合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	564 協定	91 %
② 協定参加者以外の集落の住民	75 協定	12 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	59 協定	10 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	9 協定	1 %
⑤ 協定役員のみ	151 協定	24 %
⑥ 話し合いをしていない	10 協定	2 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

・大半の協定が協定参加者による話し合いを実施しているが、協定役員のみでの実施も一部みられる。
 ・集落戦略は、集落の将来像を検討するものであり、役員だけではなく協定参加者や次世代の担い手等、多様な人材が参加して検討することが望ましい。引き続き市町による指導・助言を継続する必要がある。

3について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意する。
 ・必要に応じてWEB会議を活用する等、多様な人材の参加を促進するような対応も必要である。
 ・集落の将来を検討するものなので、少なくとも協定関係者は参加すべきではないか。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	344	協定 48 %	① 協定書作成に係る支援	11	協定 48 %
② 集落戦略作成に係る支援	354	協定 49 %	② 目標達成に向けた支援	6	協定 26 %
③ 目標達成に向けた支援	194	協定 27 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援		協定 0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	63	協定 9 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	2	協定 9 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	261	協定 36 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	4	協定 17 %
⑥ ①～⑤以外の支援	25	協定 3 %	⑥ ①～⑤以外の支援	2	協定 9 %
⑦ 特に支援を要望しない	134	協定 19 %	⑦ 特に支援を要望しない	7	協定 30 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・集落協定、個別協定ともに「協定書等の書類作成支援」を望む割合が高い。
 ・制度開始後20年以上経過し、制度や申請書類もどんどん複雑化している。高齢の農業者が一から申請書類を作成することは難しく、作成支援に係る市町の負担は大きい。
 ・市町等による書類作成等の支援は今後も継続するが、申請書類の簡素化等、制度そのものを見直してシンプルにすることも次期対策では必要と考える。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・申請手続きについては、デジタルツールも活用しながら軽減を図る必要がある。
 ・申請書類の簡素化、制度の見直し、市町等の支援も必要である。
 ・申請書類の簡素化に加えて、実績報告等についても簡素化も必要である。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		656	協定 91 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	105	協定 16 %
	広域化の意向はない	551	協定 84 %
廃止意向の協定数		68	協定 9 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	46	協定 68 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	61	協定 90 %
	③ 地域農業の担い手がないため	45	協定 66 %
	④ 農業収入が見込めないため	29	協定 43 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	28	協定 41 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	25	協定 37 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	12	協定 18 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	15	協定 22 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	17	協定 25 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	3	協定 4 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	3	協定 4 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	2	協定 3 %
	⑬ その他	2	協定 3 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合	
継続意向の協定数		20	協定	87 %
廃止意向の協定数		3	協定	13 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	1	協定	33 %
	② 後継者がいないため	2	協定	67 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため		協定	0 %
	④ 集落協定に参加するため		協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	2	協定	67 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	1	協定	33 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	2	協定	67 %
	⑧ 圃場条件が悪いため		協定	0 %
	⑨ 事務手続きが負担なため		協定	0 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	1	協定	33 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため		協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため		協定	0 %
	⑬ その他		協定	0 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

・協定の体力があるうちに将来に備えた検討を行うことは大切であるため、まずは広域化の意向がある協定に対し、意向等の聞き取りや先進事例の紹介等の指導・助言を行い、具体的な検討につながるよう支援を行う。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

・現状や今後の意向等の詳細を確認し、近隣の協定への合流等、別の方法で協定農用地の継続管理ができないかの検討を、市町等から指導・助言を行う。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・広域化については、多様なつながりを重視した視点も必要である（地縁、構成員家族や親類、他出跡継ぎ、プロボノ等）。

・集落の現状から、協定の広域化などは極めて重要。機運を高めていく必要がある。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	54人 (7%)	60～69歳	216人 (30%)	70～79歳	379人 (52%)	80歳～	76人 (10%)
代表者になってからの年数	～2年	104人 (14%)	3年～7年	272人 (38%)	8年～	349人 (48%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	514人 (78%)	協定	ない	142人 (22%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	117人 (16%)	60～69歳	303人 (42%)	70～79歳	261人 (36%)	80歳～	44人 (6%)
担当者になってからの年数	～2年	96人 (13%)	3年～7年	264人 (36%)	8年～	365人 (50%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	614人 (94%)	協定	ない	42人 (6%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		688	協定	95	%	678	協定	94	%
あり		36	協定	5	%	46	協定	6	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定	0	%		協定	0	%
	事務組合		協定	0	%		協定	0	%
	NPO		協定	0	%		協定	0	%
	集落法人	3	協定	8	%	5	協定	11	%
	J A	14	協定	39	%	14	協定	30	%
	土地改良区	6	協定	17	%	10	協定	22	%
	個人	8	協定	22	%	11	協定	24	%
	その他	5	協定	14	%	6	協定	13	%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	10 協定 (43%)	法人	13 協定 (57%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	9 人 (39%)	60～ 69歳	4 人 (17%)	70～ 79歳	10 人 (43%)	80歳～	1 人 (4%)
後継者の有無	いる	10 協定 (43%)	いない	13 協定 (57%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・集落協定、個別協定とも代表者等の高齢化が進んでおり、後継者確保は共通した課題である。
・各協定がそれぞれで新たな人材確保することには限界があるため、近隣協定との合併や広域化、外部への事務委託（例：集落営農法人、土地改良区）等により、地域全体での人材確保を図る等、幅広い視点での検討が必要である。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・人材確保に向けた方法論として、構成員家族、他出跡継ぎへの誘導も啓発していくことが必要である。
・事務委託などのメリットを示し、高齢化などを背景に将来どうしていくのかしっかり検討することが必要である。
・役員や協定参加者の男女比等、女性の参画状況がわかるような調査項目があるとよかった。

都道府県中間年評価書 (集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	山口県	担当部署	農林水産部農村整備課
-------	-----	------	------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
	協定	集落	協定	集落
集落協定	725	協定	130	協定
個別協定	23	協定	18	協定
廃止協定	18	協定	14	協定
未実施集落	92	集落	72	集落
市町村	17	市町村	17	市町村

Ⅴ-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

(注)無回答等により、アンケート実施数と各項目の回答数の合計が一致しない場合あり

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	8	協定	6	%
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	16	協定	12	%
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	72	協定	55	%
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	21	協定	16	%
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	4	協定	3	%
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	8	協定	6	%

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数		割合	
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	103	協定	79	%
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	28	協定	22	%

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数		割合	
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	21	協定	16	%
② 話合いをリードする者を活用して進めた	47	協定	36	%
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	19	協定	15	%
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	60	協定	46	%
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	24	協定	18	%
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	7	協定	5	%
⑦ その他	1	協定	1	%
⑧ 特になし	15	協定	12	%
⑨ まだ作成していない	15	協定	12	%

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数		割合	
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	15	協定	12	%
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	15	協定	12	%
③集落でまとめて農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	11	協定	8	%
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	18	協定	14	%
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	28	協定	22	%
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	5	協定	4	%
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	8	協定	6	%
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的な管理や林地化を実施した又はその計画がある	13	協定	10	%
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	82	協定	63	%
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	1	協定	1	%
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	7	協定	5	%
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	13	協定	10	%
⑬特に何もしていない	19	協定	15	%
⑭その他	2	協定	2	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・集落戦略の作成では地域の農地の状況等について、地図を用いて話し合いにより視覚的に地域の課題を整理できるため、鳥獣被害対策が必要な箇所や担い手への農地の貸し付けの計画等の情報共有や今後の計画検討する上で役立っている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意する。
・集落戦略の作成は、集落の将来、課題、取り組むべき活動等を共有しやすくする上で有効である。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	1 (1%)	2 (2%)	12 (9%)	1 (1%)	7 (5%)
②協定代表者以外の協定参加者	2 (2%)	1 (1%)	7 (5%)	0 (0%)	1 (1%)
③統合された集落協定又は集落の側から	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	2 (2%)	1 (1%)	3 (2%)	1 (1%)	5 (4%)
⑤その他	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	33	協定	25	%
②協定対象農用地の1～3割	39	協定	30	%
③協定対象農用地の3～5割	17	協定	13	%
④協定対象農用地の5割以上	14	協定	11	%
⑤荒廃化していない	28	協定	22	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	71	協定	55	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	37	協定	28	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	23	協定	18	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	18	協定	14	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	25	協定	19	%
③以前と変わらない	22	協定	17	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他	3	協定	2	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	102 (78%)	2 (2%)	0 (0%)	4 (3%)	0 (0%)	6 (5%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	111 (85%)	1 (1%)	1 (1%)	3 (2%)	1 (1%)	7 (5%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	45 (35%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (7%)	1 (1%)	2 (2%)
④農業（農外）収入が増加した	12 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (2%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	14 (11%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	38 (29%)	1 (1%)	0 (0%)	3 (2%)	0 (0%)	2 (2%)
⑦鳥獣被害が減少した	63 (48%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	1 (1%)	4 (3%)
⑧荒廃農地を再生した	6 (5%)	0 (0%)	1 (1%)	2 (2%)	0 (0%)	1 (1%)
⑨都市住民等との交流が増加した	3 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑩定住者等を確保した	2 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	6 (5%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	41 (32%)	1 (1%)	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (1%)
⑬その他	3 (2%)	1 (1%)	0 (0%)	2 (2%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	2 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

・本制度の取組効果としては「荒廃地の発生防止」及び「水路・農道等の管理」、「鳥獣被害の減少」の3点の評価が高い。
 ・未実施の場合は荒廃農地が増えるとの実感もあることから、本制度への取り組みが地域の環境維持に貢献しているといえる。
 ・引き続き本制度に取り組適切な農用地等の維持・管理が継続されるよう、市町等による支援を行う。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・市町の支援に当たっては、農地集積、生産対策、担い手育成等の各種支援対策との連携実施も必要である。
 ・荒廃農地の発生などを防ぐ上からも制度の継続は必要である。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	57 (44%)	50 (38%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	42 (32%)	35 (27%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	62 (48%)	58 (45%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	(0%)	1 (1%)
⑤農作業の共同化	45 (35%)	41 (32%)
⑥農業機械の共同利用	49 (38%)	43 (33%)
⑦鳥獣害対策	102 (78%)	89 (68%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	28 (22%)	25 (19%)
⑨都市住民との交流活動	3 (2%)	2 (2%)
⑩農産物の販売・加工	9 (7%)	6 (5%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	8 (6%)	10 (8%)
⑫生き物観察や生物保全活動	6 (5%)	4 (3%)
⑬その他	(0%)	(0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	18 (14%)	15 (12%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	32 (25%)	28 (22%)
②自治会、町内会	57 (44%)	49 (38%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	16 (12%)	16 (12%)
④地域運営組織	7 (5%)	8 (6%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	(0%)	1 (1%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	6 (5%)	4 (3%)
⑦大学	2 (2%)	1 (1%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	47 (36%)	44 (34%)
⑨民間企業	2 (2%)	2 (2%)
⑩地域おこし協力隊	(0%)	2 (2%)
⑪その他	5 (4%)	4 (3%)
⑫連携している組織はない	31 (24%)	23 (18%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・鳥獣被害対策を本制度で実践している協定の割合が高く、中山間地域での鳥獣被害対策に対する本交付金の貢献度は高い、
 ・自治会等の他の地域組織と連携して活動する協定もあり、本制度の取り組みが地域内の連携に役立っている。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・県所見に同意する。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	3	協定	17	%
②協定対象農用地の1～3割	5	協定	28	%
③協定対象農用地の3～5割	4	協定	22	%
④協定対象農用地の5割以上	4	協定	22	%
⑤荒廃化していない	2	協定	11	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	10	協定	56	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	6	協定	33	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	2	協定	11	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	3	協定	17	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	2	協定	11	%
③以前と変わらない	3	協定	17	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	1	協定	6	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数		割合	
①荒廃農地の発生防止	14	協定	78	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	14	協定	78	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した		協定	0	%
④農業（農外）収入が増加した	4	協定	22	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した		協定	0	%
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	5	協定	28	%
⑦鳥獣被害が減少した	6	協定	33	%
⑧荒廃農地を再生した	2	協定	11	%
⑨都市住民等との交流が増加した	1	協定	6	%
⑩定住者等を確保した		協定	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	2	協定	11	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された		協定	0	%
⑬その他		協定	0	%
⑭特に効果は感じられない	1	協定	6	%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

・集落協定と同様に本制度の取組効果としては、「荒廃地の発生防止」及び「水路・農道等の管理」、「鳥獣被害の減少」の3点の評価が高い。
・未実施の場合は荒廃農地が増えるとの実感もあることから、本制度への取り組みが地域の環境維持に貢献しているといえる。
・引き続き本制度に取組適切な農用地等の維持・管理が継続されるよう、市町等による支援が必要である。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・農業関係以外の者からも効果を回答できるように、項目(自然環境、風景、郷愁等)を追加することも必要である。
・制度の効果からみて継続が重要である。

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	4 協定	22 %
②現状維持	9 協定	50 %
③規模拡大より農地を集約したい	1 協定	6 %
④規模を縮小したい(農業経営をやめる意向を含む)	3 協定	17 %

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	1 協定	6 %
②基盤整備済みの圃場であること	4 協定	22 %
③農業用水(灌水施設を含む)が利用できること	3 協定	17 %
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	4 協定	22 %
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	3 協定	17 %
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	3 協定	17 %
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	2 協定	11 %
⑧ほ場が面的にまとまっていること	3 協定	17 %
⑨賃料が安いこと	1 協定	6 %
⑩その他	協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・現状の経営規模維持の意向の協定が半数だが、規模拡大意向のある協定も2割ある。
・規模拡大にあたっては、基整備済であることや、鳥獣被害対策が講じられていること等、営農しやすい農用地であることを条件とする割合が高い。担い手に農地を預かってもらうためには、これらの条件整備を地域で検討することも必要である。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・担い手に農地を預かってもらうためには、市町が主催する地域計画の協議の場にも、協定代表者が担い手とともに参画することが必要である。
・規模拡大の意向が22%あり、拡大に向けた条件整備を進めるべき。

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	8 協定	57 %
② 作付けしない農用地がある	12 協定	86 %
③ 転用された農用地がある	協定	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	協定	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	1 協定	7 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	3 協定	21 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	6 協定	43 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	10 協定	71 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 協定	7 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑫ その他	協定	0 %

1 について都道府県の所見【必須】

・本制度に取組をやめたことで荒廃・不作付けの農用地、鳥獣被害の増加を実感している割合が高かった。本制度の取り組みが地域の営農環境の維持に役立っていたといえる。

1 について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意する。
・協定を廃止したらどうなるのか、継続のメリットをしっかりと説明していくことも必要である。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	6 協定	43 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	6 協定	43 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	3 協定	21 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	1 協定	7 %
⑥ 農業機械の共同利用	3 協定	21 %
⑦ 鳥獣害対策	4 協定	29 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 協定	7 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	1 協定	7 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	協定	0 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	1 協定	7 %
⑬ その他	協定	0 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	3 協定	21 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	6 協定	43 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	1 協定	7 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	3 協定	21 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・協定廃止後、地域の共同活動や参加者の減少を実感している割合が高く、本制度への取り組みは地域の共同活動維持に一定の貢献をしていたといえる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意する。
・集落機能の崩壊を防ぐためにも共同活動の維持は重要である。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	5 協定	36 %
②いない	7 協定	50 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	6 協定	43 %
②いない	6 協定	43 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	2 協定	14 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	8 協定	57 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	1 協定	7 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	1 協定	7 %
⑤荒廃化しない	協定	0 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

・地域のリーダーや担い手がおらず、荒廃地が増加するとの回答が多い。集落機能の維持のためには、本制度は有効であるため、周辺協定との合流等、何らかの形で再開できるよう市町等から助言をするとよい。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・農業関係以外の者が係わって活動できるように指導することが必要である。
・今からでも協定の広域化などを進めていくべきである。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－1	1 協定	7 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－2	1 協定	7 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例－1	7 協定	50 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例－2	2 協定	14 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－1	協定	0 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－2	1 協定	7 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	8 協定	57 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	4 協定	29 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	4 協定	29 %
②活動に参加する農家はない	6 協定	43 %
③近隣集落に協定がない	2 協定	14 %

5について都道府県の所見【必須】

・第4期までと第5期まででは返還要件など制度も一部変更となっている。地域で営農が継続されているのであれば、現在の制度の紹介や近隣協定との合流等により本制度の取り組みの再検討を市町等から助言をするとよい。

5について第三者機関の意見【必須】

・県の案に同意である。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	33 集落	46 %
②いない	38 集落	53 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	23 集落	32 %
②いない	48 集落	67 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	23 集落	32 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	26 集落	36 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	6 集落	8 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	0 %
⑤農作業の共同化	3 集落	4 %
⑥農業機械の共同利用	3 集落	4 %
⑦鳥獣害対策	10 集落	14 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	集落	0 %
⑨都市住民との交流活動	1 集落	1 %
⑩農産物の販売・加工	5 集落	7 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	11 集落	15 %
⑫生き物観察や生物保全活動	集落	0 %
⑬その他	4 集落	6 %
⑭集落で共同活動は実施していない	37 集落	51 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

・既に実施している地域の共同活動には、本制度の交付金を活用できるものがある。新規や近隣協定への合流等による実施の検討を市町等から助言するとよい。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意である。
・共同活動を実施していない集落がかなりある。将来を見据えて制度の利点をもっとアピールしていく必要がある。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	5 集落	7 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	14 集落	19 %
③各農家がそれぞれ耕作	35 集落	49 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	17 集落	24 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数		割合	
① 荒廃した農用地がある	51	集落	71	%
② 作付けしない農用地がある	36	集落	50	%
③ 転用された農用地がある	8	集落	11	%
④ 林地化（植林）された農用地がある	1	集落	1	%
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある		集落	0	%
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	5	集落	7	%
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	7	集落	10	%
⑧ 鳥獣被害が発生している	40	集落	56	%
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	8	集落	11	%
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	2	集落	3	%
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	7	集落	10	%
⑫ その他	7	集落	10	%

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数		割合	
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	5	集落	7	%
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	23	集落	32	%
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	9	集落	13	%
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	29	集落	40	%
⑤ 荒廃化しない	5	集落	7	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・現状のままでは荒廃地が増えるという集落の認識はあるため、取り組んだ場合の試算例を示す等し、具体的に取組可否を検討できるとよい。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・農用地の鳥獣被害が大きな問題となっていることから、協定の取り組みによるメリットなどの情報提供や人的支援等の対策強化が必要である。
・協定内で法人を組織し、荒廃農地を整備して農地を集約化して営農につなげた場合の試算例を提示しながら、担い手育成を進める必要がある。
・制度のメリットをより積極的にPRする必要がある。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数		割合	
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	22	集落	31	%
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	24	集落	33	%
③ 知らない	25	集落	35	%

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数		割合	
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	8	集落	11	%
② 出たことはない	51	集落	71	%

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数		割合	
①集落内の合意が取れなかったため	9	集落	13	%
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	1	集落	1	%
③事務手続きが負担となるため	5	集落	7	%
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	12	集落	17	%
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	17	集落	24	%
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	15	集落	21	%
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	7	集落	10	%
⑧農業収入が見込めなかったため	5	集落	7	%
⑨鳥獣被害が増加していたため	9	集落	13	%
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	2	集落	3	%
⑪ほ場条件が悪いため	7	集落	10	%
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	2	集落	3	%
⑬その他	2	集落	3	%

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数		割合	
①ある	6	集落	8	%
②ない	65	集落	90	%

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

・未実施集落では制度の認知度が低いため、まずは市町等から制度を紹介し、周辺協定との合流や新規取組の開始等、具体的な検討を進められるとよい。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

・未実施集落に対する制度に取り組むメリット等の積極的な情報提供や人的支援等の対策強化が必要である。
・地域を守る取組みの必要性について、多様な場面で制度を紹介しながら、啓発することが必要である。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	6 市町村	35 %
②一定程度貢献した	11 市町村	65 %
③やや貢献した	市町村	0 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	16 市町村	94 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	16 市町村	94 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	6 市町村	35 %
④農業（農外）収入が増加した	1 市町村	6 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	2 市町村	12 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	5 市町村	29 %
⑦鳥獣被害が減少した	9 市町村	53 %
⑧荒廃農地を再生した	2 市町村	12 %
⑨都市住民等との交流が増加した	1 市町村	6 %
⑩定住者等を確保した	2 市町村	12 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1 市町村	6 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	7 市町村	41 %
⑬その他	2 市町村	12 %
⑭特に効果は感じられない	1 市町村	6 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	7 市町村	41 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	10 市町村	59 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

・市町からの本制度効果に対する評価は高い。より続けやすい形で継続されるよう、制度や申請様式の見直し等を引き続き国に要望していく。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意する。
・市町も取組に前向きなので、より活用しやすい制度に直していく必要がある。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	7 市町村	41 %
②傾斜区分の要件緩和	10 市町村	59 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	5 市町村	29 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	9 市町村	53 %
⑤必須活動の内容の緩和	7 市町村	41 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	14 市町村	82 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	4 市町村	24 %
⑧交付単価の増額	4 市町村	24 %
⑨加算の充実	1 市町村	6 %
⑩交付金返還規定の緩和	12 市町村	71 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	14 市町村	82 %
⑫その他	1 市町村	6 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	17 市町村	100 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	5 市町村	29 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	6 市町村	35 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	6 市町村	35 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	10 市町村	59 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	3 市町村	18 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	7 市町村	41 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	2 市町村	12 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	2 市町村	12 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	1 市町村	6 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	7 市町村	41 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	4 市町村	24 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	5 市町村	29 %
⑭その他	1 市町村	6 %
⑮特になし	市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・協定書様式等の制度の簡素化や、担い手確保の支援等を求める声が多い。改善を国に要望するとともに、関連する制度や関係機関との連携等も含めて地域営農の将来を検討する必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・制度の申請手続きや実績報告等の簡素化、平易化が必要である。
 ・集落の要望に即応できる制度の改善を検討すべきではないか。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	4 市町村	24 %
②若干の減少が見込まれる	10 市町村	59 %
③かなりの減少が見込まれる	3 市町村	18 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	5 市町村	29 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	6 市町村	35 %
③地域農業の中心となる者がいないため	4 市町村	24 %
④農業収入が見込めないため	1 市町村	6 %
⑤鳥獣被害増加のため	3 市町村	18 %
⑥事務手続きが負担なため	4 市町村	24 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	2 市町村	12 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	1 市町村	6 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	2 市町村	12 %
⑩その他	市町村	0 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	4 市町村	24 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	7 市町村	41 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	1 市町村	6 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	1 市町村	6 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	市町村	0 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	1 市町村	6 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	10 市町村	59 %
⑧その他	市町村	0 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

・次期対策も概ね現状維持の見込みだが、リーダーや参加者の高齢化が減少要因である。集落戦略作成等の機会を活用し、協定の合併や今後の運営体制等について早めに検討を始めるよう市町等から協定に助言が必要である。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

- ・県所見に同意する。
- ・協定の広域化などは、できるだけ早く取り組む必要がある。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃が進む	3 市町村	18 %
②やや荒廃が進む	13 市町村	76 %
③荒廃しない	1 市町村	6 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	4 市町村	24 %
③今よりも減少する	13 市町村	76 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	4 市町村	24 %
③今よりも減少する	13 市町村	76 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

・5年後は今以上に荒廃が進むとの危機感を市町は持っている。協定への取組は話し合いを基本としているため、集落戦略の作成等を活用し、集落内で今後についてよく検討を行うよう引き続き市町から助言が必要である。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

- ・本制度の活用について、市町が主催する地域計画の検討の場でも啓発していくことが必要であり、市町の助言が重要になる。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数		割合	
①話し合う場を設けることが困難であった	7	市町村	41	%
②協定参加者以外の参集に苦労した	1	市町村	6	%
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	4	市町村	24	%
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	2	市町村	12	%
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	1	市町村	6	%
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	8	市町村	47	%
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	3	市町村	18	%
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	14	市町村	82	%
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	1	市町村	6	%
⑩その他	1	市町村	6	%
⑪特になし	1	市町村	6	%

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数		割合	
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	3	市町村	18	%
②話し合いをリードする者を活用して進めた	4	市町村	24	%
③関係機関の協力を得て進めた	1	市町村	6	%
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	9	市町村	53	%
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	4	市町村	24	%
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	1	市町村	6	%
⑦その他		市町村	0	%
⑧特になし	4	市町村	24	%

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

・高齢化が進んでいることもあり、10年後の集落の将来像を考えることが難しいという問題はあるが、各市町、協定で工夫して推進を行っている。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意する。
・集落の主体性を尊重しながら、将来を見据えた市町の助言が必要である。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数		割合	
①現在も推進しており、今後も推進する予定		市町村	0	%
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	2	市町村	12	%
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定		市町村	0	%
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	13	市町村	76	%
⑤その他	2	市町村	12	%

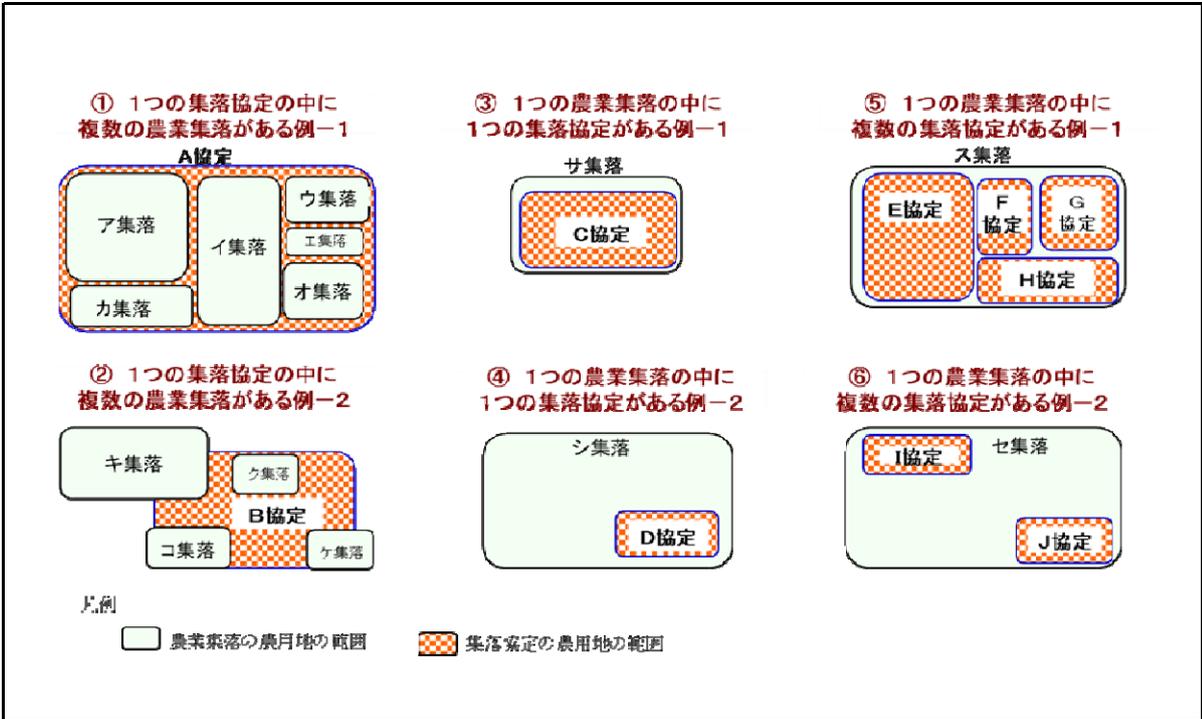
5について都道府県の所見【必須】

・農村RMOについては、市町は積極的な推進を現時点では考えていないが、将来的には必要な仕組みと考える。地域づくり支援のノウハウが地元にも市町担当者にも不足しているため、国研修等で指導者の育成支援があるとよい。

5について第三者機関の意見【必須】

・県の所見に同意する。
・農村RMOの推進に向けて、仕組みや効果等に関する情報発信の強化を望む。
・農村の現状から将来的には必要な仕組みであり、どのように支援していくのか準備をしておく必要がある。

協定対象農用地の範囲と農業集落の農用地の範囲



都道府県の推進体制に関する自己評価票

都道府県名	山口県	担当部署	農林水産部農村整備課
1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容			
(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし			
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし			
③統合・広域化に向けた話し合いに出席			
④協定や集落との意見調整			
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
⑥目標達成に向けた技術的助言			○
⑦事例紹介			
⑧協定役員等を参集した説明会の開催			
⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑩その他	(その他の内容)市町等からの相談に対する助言		
⑪特に何もしていない			
(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ			
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ			
③近隣協定への参加を働きかけ			
④チラシ等を配布			
⑤制度の説明会への出席を依頼			
⑥その他	(その他の内容)市町等からの相談に対する助言		○
⑦特に何もしていない			
(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落戦略の話し合いに出席			
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介			
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
④協定に対する技術的助言			○
⑤事例紹介			
⑥協定役員等を参集した説明会の開催			
⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑧その他	(その他の内容)市町等からの相談に対する助言		○
⑨特に何もしていない			

2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況＜全都道府県（令和4年度8月現在の状況）＞
（該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	○
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	◎
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他	(その他の内容)
⑫特になし	

3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

(1) 市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価＜全都道府県＞	○
(2) 関係機関との連携についての自己評価＜全都道府県＞	○
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	